最終更新日：2015年12月22日
株式会社ゲオホールディングス
代表取締役社長　遠藤　結蔵
問合せ先：052-350-5711
証券コード：2681
http://www.geonet.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、グループ会社ごとに事業を展開する体制をとっており、各事業会社とそれらを管理・指導するグループマネージメント部門を分離した体制をとることで、事業部門とグループマネージメント部門の位置付けを明確にし、統制の取れたグループ組織体制とすることにより、ガバナンスの強化を図ることができると考えています。

当社は、企業価値の最大化をはかるために、激変する経営環境に迅速かつ的確に対応するとともに、現行の取締役・監査役体制を更に強化し、経営内容の透明性の向上、法令遵守の徹底をはかることにより、コーポレート・ガバナンスの強化に努めていく所存であります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

補充原則１－２－２
当社は、株主が総会議案の十分な検討時間を確保するための招集通知の早期発送の必要性は認識しておりますが、従来は、法定期限での発送及び発送日の電子的公表となっております。今後も、記載される情報の正確性を担保したうえでの早期発送を実現すべく努めてまいりますが、まずは招集通知の発送準備中の当社ホームページやTDnetへの電子的公表を検討いたします。

補充原則１－２－４
当社は、インターネットによる議決権の行使の機会を提供しておりますが、海外投資家の現状の比率や英訳に対する要望状況を踏まえ、当面英訳についての対応は考えておりません。なお、今後の海外投資家等からの要望状況等によっては、検討してまいります。

補充原則　１－２－５
当社では、基準日時点において株主名簿に記載または記録されている者が、株主総会において議決権の行使等を行うことが可能な株主と判断しており、信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等が、信託銀行等に代って自ら議決権の行使等を行うことは原則認めておりません。ただし、株主名簿上の株主を通じて、株主総会への出席の申し出があった場合には、株主総会への入場と傍聴を認めております。
機関投資家等の要望及び信託銀行等の動向を注視し、実際に要望が見込まれる等の際には、その具体的な対応方法について検討いたします。

原則４－８
当社は、2015年6月の株主総会において、独立社外取締役2名を選任いたしましたが、現時点では1名となっております。当社としては、独立社外取締役は複数名であることが望ましいと考えており、来年度に向けて候補者の選定を検討しております。

補充原則４－１１－３
当社は、取締役会メンバーは監査役を含めても少数であり、取締役会内外を問わず、取締役会の運営についても頻繁に屈託のない意見交換を行ってきてはおりますが、取締役会全体の実効性の分析・評価及びその開示については、今後の検討事項とします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

原則１－４
「政策保有株式の保有方針」
原則として、純投資目的以外の目的で保有する株式（いわゆる政策保有株式）の新規または追加での取得・保有は行いません。但し、業務提携を含めて取引関係の獲得・維持・向上を図る等合理的な理由があるものについては、取締役会での検証・承認を経て保有する場合はあります。
また、現在保有している政策保有株式については、その保有意義を改めて見直しし、意義が乏しいと判断した株式は保有を継続しないこととします。
なお、当社がいわゆる政策保有株式として保有している上場株式については、有価証券報告書に、その全銘柄を記載しております。

「議決権行使基準」
議決権行使については、その議案が、当該株式を保有しているなかで、当社の中長期的なリターン等にマイナスの影響を与えることになる恐れがないかどうか、を慎重に検証の上、賛否を判断し行使いたします。

原則１－７
当社は、取締役個人・取締役が実質的に支配する法人及び主要株主との取引を行う場合には、取引毎に、取締役会にて審議のうえ承認を得ることとしております。

原則３－１
1）会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
【経営理念】（会社の目指すところ）

・企業理念
　豊かで楽しい日常の暮らしを提供する
・経営指針
　私たちゲオグループは、お客様の日常の暮らしに対して「身近に広がる豊かさ楽しさ」を実感していただくためのサービスを提供し続けます。
　そのために「Change as Chance（変化の中にこそチャンスあり）」を、グループ全員の一人ひとりのDNAとし、世の中に豊かさや楽しさを広げていくために今何をすべきかを追求し、実践していきます。

【経営戦略・経営計画】

当社は、資本効率を高めていくことが企業価値の向上につながる、という認識のもと、自己資本利益率（ROE）の重要性を強く認識した上で、企業風土として資産効率を強く意識した経営を継続してきたことも踏まえ、その経営指標としては、売上高利益率を最重要なものと考えております。
しかしながら、内部留保による収益の向上が株主等から期待される状況を踏まえ、純利益を生み出す原資としての純資産を適正規模とすることの必要性も理解し、配当等の株主還元策等を資本政策として検討していくこととしております。

具体的には、売上高純利益率を3%（同営業利益率を5%）程度とすることを中長期的なハードルの一つとして意識しつつ、以下の経営戦略のもと持続的成長に向けて推進していきます。
（なお、総資産回転率（資産効率）及び自己資本比率について現状が維持されることで、結果として自己資本利益率（ROE）は10%程度となるものと考えておりますが、自己資本利益率（ROE)の当面のターゲットを8%と設定したうえで、安定配当の考え方や株価水準等を踏まえての株主還元策等資本政策を検討してまいります。）

主な経営戦略としては
1．事業ポートフォリオの転換（メディアからリユースへ）
粗利率が高く、今後も市場全体の成長が期待されるリユース事業への経営資源の配分ウェイトを高めていくことで、規模の拡大とともに収益力の向上を目指す
2．メディア店舗の集客力を活用した新規事業・商材の開拓とメディア事業の収益最大化の確保
直営を中心に全国に1000店舗近く有するメディア店舗を当社事業展開の核として、新規事業・商材（例：モバイル事業）を開拓していくとともに、既存メディア事業はシェア拡大で残存者利益を確保する
3．オムニチャネル・リテイリングの実現
グループ会社のゲオネットワークスを中心に全国展開しているリアル店舗とネット事業の融合及びネット事業単独でのサービス充実を図る
4．投資効率性を重視した主要戦略間の施策選択
既に当社企業風土として浸透している資産効率の考え方を戦略間においても重視し、資本生産性の向上を目指す

なお、当社では、中期経営計画は策定しておりません。決算短信資料や決算説明会資料にて開示している単年度の収益計画を着実に達成していくことが、当面の目標となります。

2）本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針につきましては、本報告書「1．基本的な考え方」「2．基本方針」をご参照ください。
今後とも、コーポレートガバナンス・コードを踏まえた基本的な考え方や基本方針の整備・充実に努めてまいります。

「1．基本的な考え方」
当社は、「豊かで楽しい日常の暮らしを提供する」を企業理念とし、お客様の日常の暮らしに対して「身近に広がる豊かさ楽しさ」を実感していただくためのサービスの提供を追求しております。
当社は、企業価値の最大化をはかるために、激変する経営環境に迅速かつ的確に対応するとともに、監査役会設置会社制度を採用のもと経営内容の透明性の向上、法令順守の徹底を図ることにより、コーポレートガバナンスの強化に努めてまいります。
「2．基本方針」
(1)当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のためには、株主を含むステークホルダーとの協働が不可欠であるとの認識のもと、
株主の権利が実質的に確保されるような適切な対応や株主の実質的な平等性の確保に努めるとともに、お客さま、従業員、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーとの適切な協働にも努めてまいります。
(2)当社は、非財務情報を含む適切な情報開示に努め、経営の透明性の確保を図るとともに、株主との建設的な対話の実施に努めてまいります。
(3)当社は、現行の取締役・監査役体制を一層強化し、独立社外取締役を活用して、取締役会の責務の遂行に努めてまいります。

3）取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するにあたっての方針と手続
当社の役員報酬につきましては、株主総会の決議による年額報酬限度以内の範囲で、各役員の職務の内容及び業績貢献度を総合的に勘案し算定しております。
なお、社内取締役及び社外取締役・監査役の各々報酬総額を開示しております。

4）取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
当社では、取締役及び監査役は、当社の企業理念、経営方針を尊重、実現するために、順法精神のもと、ひろく人格・見識に優れる人物であることとしています。
そのうえで、社内外からの役員候補者の選任方針を、次の基準を満たすものとし取締役会にて決定しております。
1．取締役候補者選任基準
当社の取締役は、社内外から、以下の基準を満たす人物を選任する。
(1)人格・見識に優れ、順法精神に富んでいること
(2)豊富な業務上の専門知識及び経験を有すること
(3)経営判断、経営執行、経営監督の各能力に優れていること
(4)社内外の複数の部門、事業の部門責任者、執行役員、関連会社取締役等を経験していること
(5)役員定年内規に抵触しないこと

2．社外取締役に特有の選任基準
(1)出身分野における豊富な知識及び経験を有すること
(2)東証などの基準に基づく、社外役員の独立性に関する基準に抵触しないこと
3．監査役候補者選任基準
当社の監査役は、社内外から、以下の基準を満たす人物を選任する。
(1)人格・見識に優れ、順法精神に富んでいること
(2)経営監督の能力に優れていること
(3)出身分野における豊富な知識及び経験を有すること

5）取締役会が上記4)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

・遠藤結蔵
当社入社以来店長、エリアマネージャーなどの店舗運営の責任者から、当社の社長室、総務担当取締役、関連会社の代表取締役及び当社の代表取締役をつとめ、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有し、経営陣としてリーダーシップを発揮してきたことから、当社の取締役に相応しい経験と能力を有しているため、選任いたしました。

・吉川恭史

当社入社以来第1号店の店長から、購買・流通・店舗運営の責任者として、取締役、代表取締役を経験し、当社事業分野における豊富な経験と幅広い見識を有し、経営陣としてリーダーシップを発揮してきたことから、当社の取締役に相応しい経験と能力を有しているため、選任いたしました。

・荻野恒久
会計の専門家としての長年の経験、知見等により、客観的かつ専門的な視点から、当社取締役会の意思決定及び取締役の職務執行の監督等、社外取締役として期待される役割を十分に発揮することができる者であり、もって当社のガバナンスの適正化に十分貢献すると考えられますので、社外取締役として適任であると判断し、選任いたしました。

・笹野和雄
金融機関における豊富なキャリアと専門知識を有しており、また当社入社以来の財務部長、常務取締役として長年の経験、知見等により、経営の透明性と客観性向上についてご指導いただくため、監査役に選任いたしました。

・春馬葉子
弁護士の資格を持ち、企業法務に関する相当程度の知見を有しており、経営判断において高度な法律面からのアドバイスを期待し、社外監査役に選任いたしました。

・田村正治
金融機関における長年の経験があり、豊富なキャリアと専門知識を有しており、経営の透明性と客観性向上についてご指導いただくため、社外監査役に選任いたしました。

・小宮山太
会計・税務の専門家としての長年の経験、知見等により、客観的かつ専門的な視点から、当社取締役会の意思決定及び取締役の職務執行の監督等、社外取締役として期待される役割を十分に発揮することができる者であり、もって当社のガバナンスの適正化に十分貢献すると考えられますので、社外監査役に選任いたしました。

補充原則４－１－１
当社は、取締役会規程ならびに組織権限規程(及び職務権限基準表)にて、決裁、審議、承認等に関する権限を明確に定めています。
当社取締役会では、法令及び定款に定められた事項、経営方針の設定、M&A、組織再編、重要な資産の取得・処分、株式及び社債の発行等に関する事項等の当社及び当社グループ会社の重要事項を決定しております。
また、金額や取引内容等に応じて、経営陣(業務執行取締役や執行役員)のほか、幹部従業員にその判断や決定を委任しております。

原則４－９
当社は、会社法及び東京証券取引所が定める要件・基準に従い、取締役会で審議検討することで独立社外取締役の候補者を選定しております。

補充原則　４－１１－１
「取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方」
当社は、持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図るためには、活発な審議と的確・迅速な意思決定が重要であるとの認識のもと、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスや多様性を確保するとともに、特に活発・迅速を果たし得る規模を意識した体制を考えております。

「取締役の選任に関する方針・手続」
原則３－１　4)にて開示の通りとしております。

補充原則４－１１－２
当社は、取締役、監査役の他の上場会社の役員の兼任状況を、株主総会招集通知、有価証券報告書等に、開示しております。
現在は、社外取締役が、他の上場会社１社で社外監査役を兼任し、社外監査役2名の内1名が、他の上場会社3社で社外取締役、社外監査役を兼任していますが、他の取締役、監査役は、他の上場会社の役員を兼任しておりません。

補充原則４－１４－２
当社では、取締役及び監査役に加え、執行役員も対象としたコンプライアンス、コーポレートガバナンス、リスク管理等に関する研修を年1回実施しております。
また、各人の判断により、外部セミナーへの参加等で必要な知識の習得等を行っております。その際の費用負担については会社に請求できることとなっております。

原則５－１
当社は、IR担当部署を設置し、株主や投資家との実際の対話(面談)の窓口として、合理的な範囲で前向きに対応しております。建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する具体的な方針は以下の通りです。
1)2)当社では、IR担当部署である情報管理部を管掌する取締役が統括するとともに、他の経営陣や経営戦略部門のほか関連する他部署との情報共有を密にすることで連携を強化し、建設的な対話に資するように努めております。
3)当社では、年2回(本決算及び上期決算)の決算説明会の開催のほか、適宜、個人投資家向けセミナーや、東京証券取引所主催のIRフェアへの参加に努めております。
4)対話によって把握した株主等の意見等については、管掌取締役への報告や関連他部署との情報共有だけでなく、必要に応じ、取締役会へ報告を行い、他の経営陣・取締役や監査役との情報共有を図っております。
5)対話に際しては、テーマに留意し、インサイダー情報となる未公表の重要情報の取り扱いには十分留意しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社城蔵屋	13,985,800	25.60
株式会社藤田商店	3,960,000	7.24
常興薬品株式会社	1,782,900	3.26

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	966,300	1.76
遠藤　素子	948,200	1.73
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	906,400	1.65
CBNY－GOVERNMENT　OF　NORWAY　常任代理人　シティバンク銀行株式会社	808,064	1.47
メロン　バンク　エヌエー　アズ　エージェント　フォー　イッツ　クライアント　メロン　オムニバス　ユーエス　ペンション　常任代理人　株式会社みずほ銀行決済営業部	765,400	1.40
みずほ信託銀行株式会社　退職給付信託　みずほ銀行口　再信託受託者　資産管理サービス信託銀行株式会社	671,200	1.22
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	596,900	1.09

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	3 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
荻野　恒久	公認会計士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
荻野　恒久	○	―――	会計の専門家としての長年の経験、知見等により、客観的かつ専門的な視点から、当社取締役会の意思決定及び取締役の職務執行の監督等、社外取締役として期待される役割を十分に発揮することができる者であり、もって当社のガバナンスの適正化に十分貢献すると考えられますので、社外取締役として適任であると判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している

定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人と年4回定期的な会合を持ち、意見交換を行うとともに、必要に応じて報告を求めております。また監査役は、内部監査部門との連携状況におきましても監査計画の調整、監査報告の交換等、常に監査部との情報交換を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
春馬　葉子	他の会社の出身者													
田村　正治	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
春馬　葉子	○	独立役員として指定しております。	弁護士の資格を持ち、企業法務に関する相当程度の知見を有しており、経営判断において高度な法律面からのアドバイスをしていただくためであります。 〔独立役員指定理由〕 社外監査役春馬葉子氏は、現在弁護士として活動されており、法律に関して高度な専門的知識を有しており、当社のコーポレート・ガバナンス及びコンプライアンスの強化に重要な役割を果たしているとともに、また一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、独立役員に指定いたしました。
田村　正治		―――	金融機関における長年の経験があり、豊富なキャリアと専門知識を有しており、経営の透明性と客観性向上についてご指導いただくためであります。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

(1)平成21年6月26日開催当社定時株主総会決議に基づき、当社取締役と執行役員(株式報酬型)
(2)平成22年6月29日開催当社定時株主総会決議に基づき、当社取締役、執行役員及び従業員並びに当社関係会社の取締役及び従業員
(3)平成25年6月25日開催当社定時株主総会決議に基づき、当社関係会社取締役並びに当社及び当社関係会社の従業員
(4)平成27年6月25日開催当社定時株主総会決議に基づき、当社関係会社取締役並びに当社及び当社関係会社の従業員

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

会社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

当社の全取締役の報酬等の総額は、100百万円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等は、基本報酬とストック・オプションで構成されております。基本報酬並びに報酬額の水準につきましては、経営内容、同業他社及び同規模の企業と比較の上、当社の業績に見合った水準を設定し、業績等に対する各取締役の貢献度に基づいた報酬としており、取締役会において決定しております。ストック・オプションは、1事業年度の報酬枠の範囲内で株式型報酬ストック・オプションとして割当を行い、当社の業績や株式価値と連動したものとし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的に継続した業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を高めることを目的として平成21年6月26日開催の定時株主総会においてご承認いただき、導入しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

現在、社外取締役及び社外監査役の職務を補助する専従スタッフを置いておりませんが、法務部門が取締役会及び監査役会の事務局業務を担当し、取締役会用資料及び監査役会用資料の事前配布等、必要なサポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、監査役制度採用会社であります。当社取締役会は、法令、定款に定められた事項、経営に関する事項を決定し、取締役が相互に業務執行状況を監視しております。当社の取締役は3名、内1名が社外取締役、監査役は4名、内2名が社外監査役であります。
また、取締役会が決定した経営方針に基づき、経営効率の向上及び業務執行機能の強化を図る為、執行役員制度を導入しております。監査役につきましては、監査役制度のもと常勤監査役が中心となり、取締役会に出席し、客観的立場から取締役の職務執行を監視できる体制となっております。
報酬決定等の機能におきましては、株主総会にて取締役全員及び監査役全員の報酬限度額が決まっており、この点で株主の監視が働くしくみとなっております。取締役の報酬等は基本報酬とストック・オプションで構成されており、取締役会において決定しております。社内監査役及び社外監査役の報酬等は常勤・非常勤の別、監査業務内容等を考慮し、監査役会において各監査役が受ける報酬の額を定めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、現在社外取締役を1名選任しております。社外取締役に期待される役割としては、外部的視点からの業務執行に対する監督機能等を想定しております。当社は、一定の独立性を有する社外の有識者を社外取締役として選任し、業務執行を公正かつ適正に監督する体制をとっております。
現在、当社の監査役会は4名で構成されており、うち社内監査役2名、社外監査役2名であります。各監査役は、常勤監査役(社内監査役)が中心となり、取締役会に出席し、客観的立場から取締役の職務執行を監視できる体制となっております。
外部的な視点からの社外役員によるチェックという観点から社外取締役及び社外監査役がその役割を全うすることにより、経営監視体制として十分に監督機能を果たすことが可能であるため、現状の体制を選択しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
電磁的方法による議決権の行使	PC及び携帯電話によるインターネットを通じた議決権の行使を実施しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページ（http://www.geonet.co.jp/ir/irpolicy.html）にて、記載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期毎に決算説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ（http://www.geonet.co.jp/）にて、決算情報・適時開示資料等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	情報管理部にて設置しております。	
その他	北米、欧州、アジアの海外機関投資家向けに年数回程度、面談および電話会議を実施しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「行動基準」にて、ステークホルダーへの尊重について規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境問題の重要性を認識し、「行動基準」にて、環境問題に積極的に取り組むことを規定しております。また、CSR活動として、全国のゲオショップに募金箱を設置し、盲導犬育成支援を行っております。その他に、地域の青少年育成への協力として、少年野球大会を後援するなどの取り組みも行っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「行動基準」及び「IRポリシー」にて、迅速、正確かつ公平に開示することを規定し、より多くのステークホルダーに対し、情報提供ができるよう、ディスクロージャー誌を発行しております。
その他	当グループでは、女性の視点を店舗運営に活かすため、多くの女性スタッフが活躍しております。また、役員の女性登用状況は、監査役4名のうち、女性を1名登用しております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況は以下のとおりであります。

1. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
(1)取締役・従業員が法令・定款に適合し、社会的責任を果たす行動ができるように、企業倫理規程を制定し、法務コンプライアンス部担当取締役を統括責任者とし、当社及び当社子会社の全役員・従業員にコンプライアンスの周知・徹底を図る。
(2)コンプライアンスの状況については、監査部に内部監査をさせ、取締役・監査役に報告せしめる。
(3)コンプライアンス違反行為が行われ、又は行われようとしていることに気づいた場合、従業員が直接、担当窓口に通報するよう内部通報制度規程に定め、周知を図る。
2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1)想定しうるリスクに備えるため、リスク管理規程を制定するとともに、社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、リスクを把握・評価し、対策を決定する。
(2)危機が発生した場合は、リスク管理規程に基づき、危機管理対策本部を設置し、損害を最小限に止める体制を整備する。
3. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1)取締役会を毎月1回、定期的に開催し、必要に応じて随時、臨時取締役会を開催するとともに、事前に、会議において議論を行い、取締役会で審議・決定する。
(2)取締役会決議・組織権限規程により、取締役の担当業務と職務権限を明確にする。
(3)中期経営計画・年度経営計画により全社的な目標を設定し、各部門はその目標達成のために具体的な部門目標を設定する。
4. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務執行に係る情報については、法令・定款・社内規程に基づき、適切に、かつ検索性の高い方法で保存・管理する。
5. 当会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1)子会社の統括管理を情報管理部が行い、各部門は担当業務に応じた管理を行う。
(2)子会社の取締役・監査役を当社から派遣し、子会社の業務執行状況を監督・監査する。
(3)子会社は、当社との連携を保ちながら、自社の事業規模・特性を踏まえ、自ら内部統制システムを整備する。
(4)当社は事業活動の総合調整と業務執行の意思統一を図るため、情報管理部より月1回、子会社に対し重要事項の報告を求め、その内容を確認する。
また、報告事項のうち、特に重要性の高い事項については当社基準により親会社取締役会に報告等を行い、親会社においても審議を行う。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
(1)監査役から求められた場合、監査役会と協議の上、必要な人員を配置する。当該人員の異動・人事評価については、監査役会の意見を尊重する。
(2)監査役が使用人に指示した補助業務については、監査役の指示のみに服する。
7. 当社及び当社子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
(1)当社及び当社子会社取締役は、当社に重大な影響を与える事項及び監査役会が報告すべきものと定めた事項について、監査役に報告する。また、監査役は必要な都度、当社及び当社子会社取締役・従業員に対し、報告を求める。
(2)会社は、前項の報告を行った者に対し、当該報告を理由として、不利な取り扱いを行わないものとする。
8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1)代表取締役と監査役との定期的な意見交換会の開催、また監査部との連携により、適切な意思疎通と効果的な監査を図るための体制を確保する。
(2)会計監査人と監査役との定期的な会合を開催し、意見交換を行うとともに、必要に応じて報告を求める機会を設ける。
9. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該業務の執行について生ずる費用または債務の処理に関わる方針に関する事項
当社は、監査役がその職務の執行に伴い、当社に対し費用の請求をした場合、当該請求が監査役の職務執行に必要ではないと認められた場合を除き、当該請求を処理する。
10. 財務報告の信頼性を確保するための体制
金融商品取引法の定めに従い、財務報告に係る内部統制が有効かつ適切に行われる体制の整備、運用、評価を行い、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、公正な経営を実現するため、企業倫理規程において「行動基準」を制定し、役員、従業員に法令遵守・企業倫理の徹底をはかっており、反社会的勢力に対する姿勢について以下のとおり掲げております。

〔行動基準・抜粋〕
反社会的勢力には毅然とした態度で臨みます。
社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力・団体とは毅然とした態度で臨みます。
不当な要求があった場合は、社内に設けた対応担当部署に情報を集約し、関係行政機関や法律の専門家と緊密に連携して速やかに適切な対応を行います。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【適時開示体制の概要】
当社は、株主・投資家に対して当社グループに対する理解を促進し、適正な評価に資するため、金融商品取引法および東京証券取引所の定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」に沿って、情報開示を行っております。
重要事項の情報開示に関しては、重要事項の取締役会決議後、 重要事実の発生事実をIR部門にて確認後、決算に関する情報他については、経理部門・法務部門より取締役会の承認後、情報開示担当役員の承認を得て、IR部門が適時開示を行っております。